

8月 28日 **フードバンク事業補助金贈呈式**



西原町社会福祉協議会  
フードバンク事業補助金  
贈呈式が行われ、町から  
新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者への食糧支援分として  
50万円が贈呈されました。町は、新型コロナで影響を受けている町民の支援や感染予防対策のため、6月に「西原町新型コロナウイルス感染症防止対策等基金」を設立し、町内外の企業や町民の皆様に「西原町新型コロナゆいまーる募金」への協力を呼び掛け、基金に積み立てています。

贈呈式では、町社会福祉協議会と那覇力副会長が「企業や町民の皆様からのあたたかい寄付をいただき、とても感謝しています。生活に困っている、弱い立場の方々への食糧支援に役立てます」とあいさつしました。町では、今後も寄付金を募り、フードバンク事業への支援を続けていく予定です。

8月 24日 **町女団協 小中学校へマスクとアルコールを寄贈**



町女性団体連絡協議会から町内の小中学校へマスク3,310枚、石川酒造場の高濃度エタノール「80(エイティー)」24本の寄贈がありました。安里邦子会長は「新型コロナウイルスの影響で、子どもたちも不安な中、先生方の苦労も並大抵ではないと思いますが、役立てて頂けたら嬉しいです」と話しました。新島悟教育長は「新型コロナウイルスの感染症対策と子どもの学びの保障の両立で大変な中、とても助かります。各学校の感染症予防に役立てます」と感謝を述べました。

「琉球国由来記」には、東殿を現地で管理する者(御殿守)の任命や、その東殿に磁器製の枕(御神体)や火之神が祀られていたこと、内間御殿で行われた年中祭祀の内容などが記されています。

「中山家文書」の中の「大美御殿から御殿守へ宛てた文書」には、内間御殿で行う祭祀についての指示などが記されています。例えば、一七二九年に王府が内間御殿での祭祀を一部禁止したことに、御殿守がこれまでもおりの祭祀を行いたいと要望したことについて、幾つか許可したことが書かれています。ちなみに、禁止事項には尚円王の命日に関わる祭祀も含まれていたことから、御殿守の尚円王に対する強い思い入れがあったのかもしれない。この他には、一八二四年に起きた東殿での枕盗難事件の後、西殿に置かれていた御神体(小



1986年  
「琉球国由来記」  
「中山家文書」  
「大美御殿」  
「内間御殿」  
「御神体」  
「年中祭祀」  
「枕盗難」



尚円王即位550年記念  
文化財  
内間御殿での祭祀について

前回は内間御殿の整備についてお話ししましたが、今回この神殿で行われた祭祀について紹介します。

内間御殿の東殿・西殿での祭祀に関する記録は「中山家文書」で見ることが出来ます。

「琉球国由来記」には、東殿を現地で管理する者(御殿守)の任命や、その東殿に磁器製の枕(御神体)や火之神が祀られていたこと、内間御殿で行われた年中祭祀の内容などが記されています。

「中山家文書」の中の「大美御殿から御殿守へ宛てた文書」には、内間御殿で行う祭祀についての指示などが記されています。例えば、一七二九年に王府が内間御殿での祭祀を一部禁止したことに、御殿守がこれまでもおりの祭祀を行いたいと要望したことについて、幾つか許可したことが書かれています。ちなみに、禁止事項には尚円王の命日に関わる祭祀も含まれていたことから、御殿守の尚円王に対する強い思い入れがあったのかもしれない。この他には、一八二四年に起きた東殿での枕盗難事件の後、西殿に置かれていた御神体(小

皿を東殿に移すよう指示したこと等がわかります。

これら歴史資料は、内間御殿で行われていた祭祀や、祭祀に関わる人の動きを知ることが出来る貴重な資料といえます。

その後近代に入ると、王府の内間御殿への関わりは少なくなり、祭祀は御殿守系統の一門が引き継ぐことになりました。そして、近代以前から内間御殿に関わっていた「内間ノロ」(管轄地域で祭祀を行う神女)が行う祭祀や、戦後に集落(嘉手苅区)が行う祭祀が加わるなど、王府の神殿から地域の神殿へと移り変わっていきます。

現在までに、内間御殿で行われる祭祀の種類・内容・規模は変わりましたが、嘉手苅区による祭祀等は引き続き行われています。また、町外の方が祭祀を行う場所として利用する光景も度々見られます。内間御殿での祭祀は、その時の情勢によって少しずつ変化してきましたが、祭祀を行う空間として今も利用されていることに、歴史的・文化的・伝統的意義を感じます。

※1 王府が琉球各地の伝承や歴史に関して調べ編纂した報告書。一七二三年完成。

※2 内間御殿の祭祀や内間ノロに関する記述が残る古文書類。町指定有形文化財。

※3 首里城御内原の別邸。王府の祭祀に関わっていた部署でもあった。

お問い合わせ  
文化課 文化財係 944-4998

西原町税(料)口座振替新規加入促進キャンペーン 令和2年10月1日(木)～令和2年12月30日(水)

※すでに口座振替を利用されている方は、このキャンペーンの対象となりません。



キャンペーン期間中に  
**税(料)の口座振替の新規お申込み**をされた方に、  
**各税(料)申請ごとに  
各1セット(計20枚)進呈!**  
ぜひ、この機会に便利で安心な口座振替をお申込みください!



申込方法

金融機関窓口で口座振替のお申込後、申請された口座振替税(料)担当課(西原町役場)へ口座振替依頼書(ご本人控え)を持参の上、ご来庁ください。  
※過年度課税分や納期が過ぎているものなどは口座振替申請できません。

お申込みできる金融機関

- ・琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県内のゆうちょ銀行(郵便局)
- ・沖縄県農業協同組合・沖縄県労働金庫・コザ信用金庫

キャンペーン対象税(料)科目	お問い合わせ	キャンペーン対象税(料)科目	お問い合わせ
固定資産税・軽自動車税・町県民税(普通徴収)	税務課 ☎ 945-4729	学校給食費	教育総務課 ☎ 945-5039
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料	福祉保険課 ☎ 911-9163	上下水道使用料	上下水道課 ☎ 945-4934
保育所保育料	こども課 ☎ 945-5311		



台風時の水道対策はお済みですか?

- 台風が接近してから対策を行うのは非常に危険です。台風接近前に確認しましょう!
- ①高架タンクに水を溜めておきましょう  
水タンクが空になって軽くなると、強風で吹き飛ばされ破損したり、接続している水道管も破損する恐れがあります。非常に危険です。事前に点検をしましょう。
  - ②高架タンクのふたをしっかりと閉めましょう  
水タンクのふたがしっかりと閉まっていないと、強風で吹き飛ばされる恐れがあり非常に危険です。また、ふたが外れることで雨やゴミなどが水タンクに入り衛生的にもよくありません。

断水に備えましょう!

台風接近時には、万一の断水に備えて飲料水を容器に確保し、また生活用水を浴槽などに水を溜めて確保しましょう。

県営・町営住宅、アパート、マンションなどの加圧ポンプ(電気を使用して水に圧力を加え、高架タンクや蛇口まで水を送る機械)を使用している方は、台風による停電や漏電ブレーカーが落ちることで加圧ポンプが動かなくなり、断水になる恐れがあります。電力が復旧しても水が出ないときは、各建物管理者(県営・町営住宅係、家主、管理人、不動産会社)へ連絡して確認しましょう。

台風通過後のお願い

台風通過後は、清掃や洗車などで水の使用量の増加が予想されます。そのため、水圧が弱くなったり、断水が起きる可能性があります。被災後の復旧に、最も必要な水が確保できなくなることを避けるため、**緊急でない水の過度なご使用(清掃・洗車など)は2日～3日程度の間隔をおいてご使用いただきますようご協力お願いいたします。**

お問い合わせ 上下水道課 ☎ 098-945-4934